

請 願 文 書 表

| 請 願 番 号 | 第 16 号 | 請 願 要 旨 |
|---------------|--------------------------------|---|
| 受 理 年 月 日 | 令和5年12月6日 | <p>【請願の趣旨および理由】</p> <p>現在、日本における歯科健診は、幼児に対しては母子保健法、児童生徒等に対しては学校保健安全法において実施が義務づけられているところである。</p> |
| 件 名 | 国民皆歯科健診の実現を求める意見書の提出を求めることについて | <p>一方で、これら以外の者に対しては、健康増進法および高齢者の医療の確保に関する法律に基づき歯科健診が実施されているものの、受診率は低い状況にある。また、労働安全衛生法において、有害な業務に従事する労働者に対する歯科健診の実施が義務づけられているが、対象が限られており十分とは言えない状況である。</p> |
| 請 願 者 所 住 氏 名 | | <p>口腔の疾患は様々な全身疾患と密接に関わって、特に歯周病と糖尿病との関連については科学的根拠が明らかになっている。人生100年時代を迎える中で健康寿命の延伸を図るためには、「8020運動」の取組をさらに進めるなど、歯を含めた口腔内全体の健康維持が極めて重要である。</p> |
| 紹 介 議 員 | 清水 ひとみ 加藤 誠 一 川 島 隆 二 | <p>国においては、令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」に、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診の具体的な検討に取り組むことが初めて盛り込まれ、さらに令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、その取組の推進が掲げられたところである。また、健康日本21においても、歯や口腔の健康についての取組が推進されている。</p> |
| 付 託 委 員 会 | 厚生・産業常任委員会 | <p>現在のところ、国民皆歯科健診の実現を求める意見書については、令和4年10月に熊本県議会で提出されたことを端緒として、27都道府県で同趣旨の意見書が提出され、実現に向けた機運が高まっているところである。</p> |
| 審 査 結 果 | | <p>このように、国民皆歯科健診への正しい理解を深め、国民皆歯科健診の実現に向けた後押しになるよう、国に対する意見書を提出することを請願する。</p> |

請 願 文 書 表

| 請 願 番 号 | 第 1 7 号 | 請 願 要 旨 |
|------------------|--|---|
| 受 理 年 月 日 | 令和5年12月6日 | <p>【請願趣旨】 2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設した。4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民の命と健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った姿勢は一定の評価をするものである。</p> |
| 件 名 | 「国の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める」意見書の提出を求めることについて | <p>しかし賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出している。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2,720施設とわずか1.5%程度に過ぎない。</p> |
| 請 願 者 所 名 住 氏 | | <p>さらに40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次いだ。</p> |
| 紹 介 議 員 | 中山 和 行 節 木 三千代 | <p>しかし国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々なモノやサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されている。</p> |
| 付 託 委 員 会 | 厚生・産業常任委員会 | <p>政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきである。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、国からの感染症病床の拡充要請に応えるために医療機能を変更してまで体制を整え、その病床が埋まらなかったから補助金返還を強要する対応は本末転倒である。そして診療報酬、介護報酬、障害報酬の抜本的な引上げと同時に患者、利用者負担軽減策も実施すべきである。</p> |
| 審 査 結 果 | | <p>よって、以下の事項を請願する。</p> <p>【請願項目】 「医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める」意見書を国に提出すること</p> |

請 願 文 書 表

| 請 願 番 号 | 第 20 号 | 請 願 要 旨 |
|---------------|-------------------------------------|---|
| 受 理 年 月 日 | 令和5年12月6日 | |
| 件 名 | 人材確保対策として、福祉職員の奨学金返済補助の拡充を求めることについて | <p>保育、学童保育、障害福祉、介護など福祉全般にわたって人材不足が深刻である。特にコロナ以降は、従来からの賃金や労働条件等の低処遇に加え、社会全般で雇用状況が改善される等、前にも増して「人が足りない」状況が続いている。特に介護の分野は厳しく、全国で介護就労者が2021年に比べて2年間で1.6%（実数で約6万3千人）減少し、人材の流出が進んでいる。</p> <p>福祉職員の確保が難しい原因として、第1に挙げられるのは賃金等の処遇の問題である。滋賀県の保育士実態調査（2020年）でも、保育士養成施設の学生が保育所に就職するに当たって、「保育士の処遇改善（給与・職場環境等）」を強く望んでいるという結果が出ているように、経済的な問題が、学生の就職や資格保有者の再就職、また離職を防止する上での壁になっている。</p> <p>滋賀県は、現在、市町と連携し、保育士を対象にした奨学金返済補助を実施し、県内の保育所の人材確保に一定の役割を果たしている。しかし対象者が新規就職者に限られるなど、制度の拡充を求める声もある。また他の福祉分野の職員に対しては、特別の補助制度はない。</p> <p>奨学金は、私立大学生の50.8%が受給（学生支援機構「令和2年度学生生活調査」）し、その返済の負担の大きさから社会問題になっている。福祉は資格が必要な仕事であり、大学等に進学し資格を取得して就労する職員が大半である。こうした状況を考えれば、奨学金の返済に対して、県が支援を行うことは、有効な人材確保対策になる。</p> <p>以上の理由から、以下の項目について請願する。</p> |
| 請 願 者 所 住 氏 名 | | |
| 紹 介 議 員 | 中山 和 行 節 木 三千代 | |
| 付 託 委 員 会 | 厚生・産業常任委員会 | <p>【請願項目】</p> <p>1 人材確保対策として、福祉職員を対象にした奨学金返済補助を創設すること</p> <p>2 既に実施している保育士の奨学金返済補助制度について、対象者の要件を拡大するなど制度を拡充すること</p> |
| 審 査 結 果 | | |